

令和6年4月1日函館市公告（一般競争入札に付する各工事に共通する資格および事項について）の規定により，工事ごとの資格および事項を次のとおり定めたので公告する。

令和6年4月18日

函館市長 大 泉 潤

1 一般競争入札（事後審査型）に付する工事の内容

- (1) 工 事 名 市道八幡通1号点字ブロック修繕工事
- (2) 施工場所 函館市若松町34番から33番まで
- (3) 工 期 契約の日の翌日から起算して80日間
- (4) 工事概要 施工延長100.0m 施工幅員4.00m 舗装工  
構造物撤去工 雑工 仮設工
- (5) 予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。）  
4,000,000円

(6) 最低制限価格

函館市建設工事最低制限価格制度実施要領第6条第1項の規定による価格

2 入札参加資格

次のいずれにも該当し，かつ，3により入札への参加を制限されていないこと。

- (1) 函館市競争入札参加有資格者として，舗装工事の工種に登録されていること。
- (2) 前号に係る舗装工事の工事予定価格の区分に対応する等級がC級に格付けされている者であること。
- (3) 市内に本店を有する者であること。
- (4) 施工実績について，次のいずれかに該当すること。

ア 平成21年度以降に，元請けとして，公道の現道において，アスファルト舗装工事の施工実績があること。

イ 平成31年度（令和元年度）から令和5年度までの期間におい

て函館市から受注した舗装工事の少額修繕工事（契約金額が130万円以下であるもの）の施工実績があり、当該期間における契約金額の合計が1,000万円以上であること。

### 3 工事施行成績による入札への参加の制限

受渡しが完了した工事について、次に掲げる要領の規定に基づき通知を受けた工事施行成績の評定結果の評定点が65点未満のときは、その通知をした日から起算して6ヶ月間、当該入札に参加することができない。

- (1) 函館市請負工事施行成績評定要領
- (2) 函館市小規模請負工事施行成績評定要領
- (3) 函館市企業局請負工事施行成績評定要領
- (4) 函館市企業局小規模請負工事施行成績評定要領

### 4 入札参加資格の認定申請等

入札に参加しようとする者は、次のとおり必要書類を提出し、入札参加資格の認定を受けること。

#### (1) 必要書類

- ア 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 配置予定技術者調書
- ウ 2の第4号に規定する施工実績を証明する書類（(ア)または(イ)のいずれか。詳細は入札説明書による。）
  - (ア) 2の第4号アに該当する場合（aまたはbのいずれか。）
    - a 函館市発注工事の場合 契約書または工事カルテの写し
    - b 上記a以外の場合 工事カルテの写し
  - (イ) 2の第4号イに該当する場合  
函館市財務部調度課が交付する施工実績証明書（少額修繕工事用）の写し

#### (2) 提出方法

入札書とともに郵送することとし、持参によるものは受け付けない。

#### (3) 入札参加資格の認定

入札参加資格の認定は、開札後に行うものとする。

5 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに郵送で提出しなければならない。

6 契約条項を示す場所

函館市東雲町4番13号 函館市土木部管理課（電話番号 0138-21-3406）

7 設計図書等の閲覧

(1) 閲覧期間 令和6年4月18日から令和6年5月2日まで

(2) 閲覧場所 函館市財務部調度課（電話番号 0138-21-3514）

8 質問書の提出

(1) 提出期間 令和6年4月18日から令和6年4月24日まで

(2) 提出先 函館市土木部道路建設課（電話番号 0138-21-3422）

9 入札執行の日時

令和6年5月7日午前10時

10 入札にかかる問合せ先

函館市財務部調度課